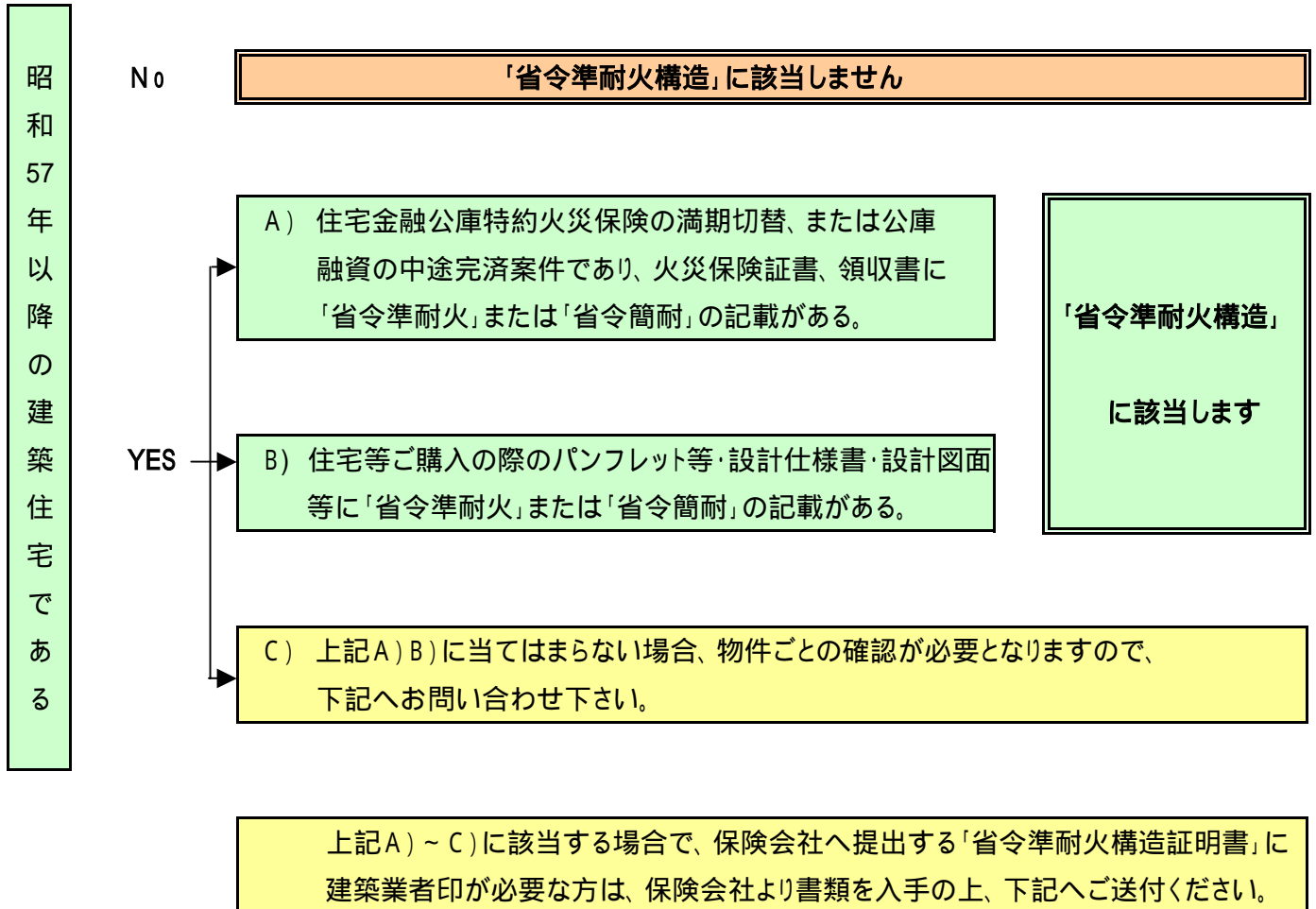


〔 弊社で建築された住宅に関する
火災保険・「省令準耐火構造」該当有無のお問い合わせについて 〕

昭和57年の住宅金融公庫法の改正で、工事標準仕様を満たした2×4工法住宅および木質プレハブ住宅は、「省令簡易耐火住宅」(平成5年以降「省令準耐火構造」)として定められており、火災保険料の割引対象となります。

弊社で建築された住宅につきましては、以下のフローチャートに沿ってお問い合わせください。



(お問い合わせ窓口)
ダイケンホーム&サービス株式会社
リモデル部 ホームサービス課
〒538-0035
大阪市鶴見区浜4-19-3
TEL:06-4257-3190
FAX:06-4257-3145